

# 第12回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第12回定例会

令和3年3月26日

開会 13時00分

閉会 17時00分

出席委員

会長 依田繁二

会長代理 若林泰平

(15名)

1 荻原勝夫

14 齊藤敏彦

2 深井佳人

17 小野澤文利

3 武井誠

推進 射手誠司

6 小林澄男

推進 佐藤邦利

8 青木茂良

推進 杉田修司

11 柳澤峰晴

推進 荻原清一

12 宮下通

欠席委員

5 関一夫

15 関敏夫

7 小山孝幸

16 小宮山信幸

10 成山喜枝

18 笹平民男

13 大塚賢

推進 関泰秀

議事録署名委員

8 青木茂良委員

11 柳澤峰晴委員

出席職員

農業委員会事務局

(5名)

事務局長 関 博一

事務局次長 小宮山 真二

事務局 河口 晋也

事務局 土屋 綾

事務局 伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第4条の規定による届出について

第11回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2階講堂

会長代理

ご苦労様です。第12回定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは、12回目の総会となり一年が終了します。各委員、事務局の協力により、多くの審議案件を無事通過したことに感謝申し上げます。人、農地プランの実質化により、農地利用最適化を進め農地を守り、維持することが急務となっています。今日は、営農型太陽光発電施設更新の現地確認をお願いしました。国は農業従事者の高齢化問題、後継者不足、耕作放棄地の拡大などいくつもの課題を挙げ、農業所得のプラス、営農型太陽光発電による売電収入、安定収益の確保で不耕作地の解消を進めております。慎重審議により進めてまいりますのでよろしく申し上げます。本日の議事録署名委員は、8番青木茂良委員と11番柳澤峰晴委員にお願いします。それでは、議事に入ります。議案の順番が前後しますが、先ほど現地確認をいたしました営農型太陽光発電施設の更新の2案件から審議させていただきたいと思えます。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、図面は3ページをご覧ください。営農型発電の申請です。別紙の資料1をご確認ください。まず、申請概要について説明いたします。申請地の農地区分は農振農用地になります。農地面積は1285平方メートル、パネル下部の農地面積は9127平方メートルです。転用面積は支柱部分のみで0.37089平方メートルです。平成27年5月19日付けで3年間の一時転用許可を受け、現在6年営農を継続させている案件の2回目の更新申請です。土地所有者と転用事業者は同一で〇〇さんです。栽培している作物はリンゴです。発電設備の種類は太陽光発電、パネル枚数は404枚で、発電出力は40.4キロワットです。申請事由は、営農を安定的に続けていくために、6年前より申請地で再生可能エネルギーを活用する営農型太陽光発電施設による事業を行っており、営農、売電ともに良好なため、3年間の更新をしたいとのことです。

続いて、確認事項について説明いたします。転用の更新は3年を計画しており、営農の適切な継続の観点から、収量を減らさないように専門的な県の農業改良普及センターやJAの指導を仰ぎながら営農をしていると

いう事です。支柱に関しては、簡易的で容易に撤去できる構造が必要ですが、申請内容については単管杭で行なうという事で、簡易的な構造になっています。申請人の〇〇さんは農業兼建設業なので、単管自体もご自分で建てられたという事で、もしこの単管が大雨や台風などで修復が必要な場合も、ご自分で速やかに修復できるという事で、問題ないと判断しました。最小限面積については、転用する面積がどのくらい必要なのかという事です。支柱本数80本、引き込み柱が0.00849平方メートルという事で、必要最小限と判断しました。遮光率については、29.4パーセントです。リンゴについては遮光率30パーセント程であればパネルの影響はないと、普及センターから指導が行なわれており、問題ないと判断しました。また、6年間の実績の中でも品質に著しい劣化はなく、パネル未設置部分と出荷の品質等級を比較しても差異はないとのことです。空間の確保については、支柱の高さが3.9メートル、リンゴの木の間隔も4メートルあり、列の間隔は5メートルなので、作業に支障がないと判断しました。周辺農地への影響については、十分な距離が確保されており、近隣圃場への日照問題はありません。また、雨水も地下浸透で処理されています。雨等の影響は6年間で発生していないので、問題ないと判断しました。撤去に必要な資力及び信用等については、撤去にかかる費用の見積書や資金の書類により確認されておりますので、問題ないと判断しました。

続いて、審査事項について説明いたします。適切な営農の継続の目安として、地域の平均的な単収の概ね8割の確保があげられます。地域の平均的な単収については、普及センターの管内実績や近隣のリンゴ畑を参考に10アールあたり1780キログラムとしており、そちらとの比較としています。本更新で許可後7年目になりますが、前年実績での収量が1800キログラムあり、10アール当たりの単収としては1401キログラムで地域の平均単収の79パーセントです。今後の単収見込みも1450キログラムですので、81パーセントになります。そのため、地域の単収の概ね8割という数値については問題ないと判断しました。なお、令和4年3月頃に園地の一部を改植するため、一時的に単収が減少する予定となっておりますが、普及センターやJAの指導も定期的に行なわれており、引き続き指導を受けながら栽培をしていきたいとの事です。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして宮下委員より説明をお願いします。

宮下委員

説明します。〇〇さんは、建設業をやりながら農業をされていて忙しい毎日を送っています。リンゴの色つきなどをお聞きしたら、普通に育てたリンゴと変わらないと言っていました。今後、付加価値の高い秋映えを作りたいそうです。意欲的に取り組んでいる印象でした。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の計画変更1、及び番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局

第3号議案農地法第5条の規定による許可申請の計画変更及び番号1について説明します。〇〇、図面は7ページをご覧ください。営農型太陽光発電の申請です。別紙の資料2をご確認ください。まず、申請概要について説明いたします。本案件は立科町と東御市の2市町に跨った計画となっています。申請地の農地区分は農振農用地になります。東御市部分の農地面積は17242平方メートルで、パネル下部の農地面積は11868平方メートルです。転用面積は支柱等のみで53.48平方メートルです。立科町部分を含む全体農地面積は129334平方メートルとなり、大部分の面積が立科町部分となります。平成30年4月24日及び令和元年5月9日付けで3年間の一時転用許可を受け、現在3年営農を継続させている案件の1回目の更新申請です。今回、でも同様に更新申請を行っている状況です。東御市部分の土地の所有者は10名おり、転用事業者は〇〇です。営農に関しては、〇〇が行っており、栽培している作物はユウカリです。発電施設の種類は太陽光発電、全体計画としてパネル枚数は31012枚で、発電出力は10000キロワットです。申請事由は、営農型太陽光発電施設の一時転用許可期限を迎えるにあたり、期限更新のため申請したいとのことです。

続いて、確認事項について説明いたします。転用の更新は3年を計画しており、営農の適切な継続の観点から、知見を有する国立研究開発法人農業・食品精算技術総合研究機構の川嶋博士の意見書に基づき、生産物の販

売委託者である株式会社太田花きなどと連携を図り、営農をしているという事です。支柱に関しては、簡易的で容易に撤去できる構造が必要ですが、申請内容については独立基礎に支柱を立てることで、比較的簡易な構造になっています。最小限面積については、転用する面積がどのくらい必要なのかという事です。支柱や変電所等のみとなっており、農地面積約13ヘクタールに対して約1700平方メートルなので、必要最小限と判断しました。遮光率については、65.7パーセントです。知見を有する者の意見や現地の照度測定から品質に著しい劣化は生じないとのことです。空間の確保については、支柱の高さが3メートルあるため作業に支障がないと判断しました。周辺農地への影響等については、雨水排水も含め、地元の土地改良区と協議されているとのことで、問題ないと判断しました。撤去に必要な資力及び信用等については、撤去にかかる費用の見積書や資金の書類により確認されておりますので、問題ないと判断しました。

続いて、審査事項について説明いたします。適切な営農の継続の目安として、地域の平均的な単収の概ね8割の確保があげられます。地域の平均的な単収については、ユーカリはこの辺りではまだあまり馴染みがない作物なので、比較資料が特段ありません。そのため、花き栽培の専門家もよる試算を根拠に10アールあたり4800本としており、そちらとの比較としています。本更新で許可後4年目になりますが、前年実績での収量が38900本で、平均単収の確保には至っておりません。ただし、大規模は営農で、農地全体への定植が本年に終了した状況で、当初目標の単収を確保できるのは6年目の計画となっております。令和3年にも3000本の追加定植を予定しており、これからが本格的な単収確保になると考えられます。農業従事者の確保及び圃場管理もできているので今後の経過観察が必要と考えます。なお、議案書の計画変更1については、当初、に変電施設を設置する計画でしたが、電気事業法に基づく保安上の事由等から道路沿いの支障のない部分へ設置することが望ましいため、場所を変更したことに伴い、〇〇番地の転用面積を減らすものです。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして青木委員より説明をお願いします。

青木委員

よろしく申し上げます。計画変更1は変電所C工区10本が仕事をするにやりずらいという事で、道路沿いに移すそうです。問題はないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。計画変更1、番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

齊藤委員 出荷、収支、人件費など厳しいと思われそうですがお聞きします。

事務局 昨年の生産量が38900本ですが、出荷がコロナの関係で出来ませんでした。受入先のイベントが中止になり需要が減った為だそうです。損益ですが、計画表を見ますと昨年は赤字ですが、営農に関しては来年からは利益がでる予定です。売電の収入も加わりプラスに転じるかと思えます。完全に利益が出始めるのが、8年後になると思えます。念密に計画を立てていますので、心配はないと考えます。

議長 ありがとうございます。他にございますか、ないようですので裁決に入ります。計画変更1、番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。ここからは議案どおりの進行といたします。第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の住所地は〇〇となっていますが、申請地の隣接地に住宅を所有しており、年間の半数以上を東御市に滞在しています。東御市の自宅の隣地で近いため、問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇の間にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜及びくるみを栽培する予定です。譲受人の自宅から車で5分ということで近いため、問題ないと判断しました。

議長                    ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして小林委員より説明をお願いします。

小林委員              説明します。譲受人の〇〇さんはこの畑を借りて30年ほどになります。〇〇に住んでいますが、申請地の近くに家があり週末農業をしていました。これからは本格的に農業をやりたいという事で今回の申請となりました。まじめな方ですので心配はないと思いますが、よろしくお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員              説明します。場所は〇〇にある農地とそこから500メートルほど離れた所にあります。農地パトロールで調査した時には、荒廃農地でしたが、今回確認しましたら〇〇はきれいに整備してあり耕作できるようになっていました。よろしくお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

、

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局                番号2、〇〇、図面は5ページをご覧ください。〇〇にある農地です。集合住宅、駐車場敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。申請者は隣接する宅地と合わせて集合住宅の建設を計画するものです。なお、申請者は



近隣で同様の集合住宅を所有しており、実績があります。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

議長                    ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号2の案件につきまして若林代理より説明をお願いします。

若林代理                説明します。申請者は〇〇さんで集合住宅と駐車場敷地の申請です。この計画については、以前から隣接の了解をいただいているそうです。問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

、  
(全員挙手)             全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局                 それでは、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

番号2、〇〇、賃借権設定、図面は9ページをご覧ください。〇〇にある農地です。砂利採取敷地の一時転用申請です。譲受人は砂利採取販売業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇です。当該申請地は玉石等が豊富に埋蔵された場所であることから、譲受人は申請地を砂利採取地として利用するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じるものです。採取計画では掘削高は10平方メートル、採取原石量は25125平方メートルとしています。なお、利用期間は許可日から1年間で、期間満了後は耕土厚を増やして優良農地に復旧することとします。農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり、代替性がなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号3、〇〇、賃借権設定、図面は11ページをご覧ください。〇〇にある農地です。店舗敷地の申請です。譲受人は小売業を行っている〇〇の業者で、譲渡人は〇〇です。譲受人は申請地に新店舗の建設を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じるものです。準住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。



佐藤委員 説明します。場所は〇〇です。現在、〇〇にある〇〇が閉店になり、〇〇で行いたいということです。北側の農地を駐車場にするそうです。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 質問します。〇〇に畑がありますが、ここはどのようになりますか

事務局 〇〇の畑についてですが、過去に転用の許可が出ていまして、現在は農地ではありません。当時転用許可が出たときに、地目変更手続きをしていなかったもので、今回の申請と合わせて行う予定です。

議長 ありがとうございます。他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号4の案件につきまして深井委員より説明をお願いします。

深井委員 説明します。場所は〇〇に近いところです。譲受人は〇〇さん、〇〇さんご夫婦です。譲渡人は〇〇さんの弟で〇〇さんです。相続で取得した農地です。住宅を建てたいという事です。申請地周辺は住宅がなく農地になっていて、〇〇は果樹園になっており、他は田です。果樹への消毒がかかる恐れがあるという事で、壁を建設するそうです。話合いは済んでいるとのことです。排水の関係は住宅街と離れているので、独自に作るそうです。特に問題はないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

、  
(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号5の案件につきまして荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員 申請地は、現在休耕地になっていて荒れています。譲受人は〇〇さんで、譲渡人は〇〇さんです。駐車場が不足しているという事です。現地を確認しましたら、かなり手広く行っている会社だと思いました。よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

、  
(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号6の案件につきまして射手委員より説明をお願いします。

射手委員 場所は、〇〇の農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。譲受人は現在、妻子と共に〇〇で仮住まいをしているそうですが、コロナ禍でテレワークの仕事が主になっていることから、将来に向けて妻の祖父の土地を借りて住宅を新築したいそうです。ご審議よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

、  
(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、第4号議案農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。荻原勝夫委員、小林澄男委員、齊藤敏彦委員が対象となりますので退席をお願いします。

(荻原委員、小林委員、齊藤委員退席)

事務局 第4号議案、農用地利用集積計画3月分について説明します。資料5ページから7ページが通常の利用権設定です。45件、74筆、合計86、161平方メートルです。資料8ページが所有権移転です。2件、4筆、合計7、045平方メートルです。9ページから11ページは中間管理事業を使った利用権設定です。30件、65筆、合計37、702平方メー

トルです。全体の合計は77件、143筆、130,908平方メートルです。以上です。

議長                    ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定といたします。  
                          荻原勝夫委員、小林澄男委員、齊藤敏彦委員お入りください。

(荻原委員、小林委員、齊藤委員入室)

                          続きます、報告第1号農地法第4の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局                   報告第1号農地法第4の規定による届出について説明します。  
                          番号1、〇〇、図面は19、20ページをご覧ください。〇〇にある農地です。農業用倉庫敷地の届出です。対象地1、710平方メートルの内、129.16平方メートルの届出になります。以上1件の届出について、報告させていただきます。

議長                    続きます、第11回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局                   第11回農業経営改善計画認定意見聴取について説明します。今月は4件の申請で、更新が3件、新規が1件です。  
                          1件目は〇〇、〇〇さんで3回目の更新です。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに稲作となっております。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標ですが、水稻、大豆の面積を増やし小麦は反収を上げて収入を増やすそうです。又作業受託も増やしていくそうです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置として、目標は生産の効率化、高度化スマート農業の推進を進めたいという事で、対策として施設、機械、生産技術の導入をしていきます。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置ですが、目標は新販路拡大と販売方法の多様化で対策として、新しい生活様式に対応した販路開拓とホームページの整備を行っていききたいそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画です

が、GPS作業補助装置〇台、農場管理ソフト〇台、育苗ハウス〇棟、トラクター〇台、田植え機〇台を購入したいそうです。

議長                    ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員               説明します。輸出米の強化で会社を作り別の会社と提携して輸出しています。近くの畜産農家に餌として提供し、代わりに堆肥をもらい畑に戻しています。かなりしっかりした農業をしています。又ISOの認証を取得しています。頑張っていますので、よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、2件目の説明を事務局よりお願いします。

事務局                2件目は5回目の申請で〇〇さんです。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに露地野菜となっております。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標ですが、モロッコ、花豆、ブロッコリーの面積を増やして収入を上げていきたいそうです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置として、現在育てている作物の高品質生産に努めていきたいそうです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置ですが、パソコンを導入して申請書等の合理化を図りたいそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画ですが、特に計画はないそうです。

議長                    ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員               よろしくをお願いします。〇〇さんの農業改善計画認定申請について説明します。夫婦で農業をしています。〇〇さんは数年前に体調を崩しました。少しずつですが農業をしています。農業に対する意欲は人一倍持っている方です。頑張っています。〇〇の方は、農業の仕方や販売方法を〇〇さんから勉強しています。地域に貢献し、積極的に努力しています。応援していきたいと思います。

議長                    ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして、3件目の説明を事務局よりお願いします。

事務局                3件目は5回目の更新で〇〇さんです。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに果樹類となっております。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標ですが、露地果樹の反収を上げるため巨峰をやめて、シャインマスカットに切り替えていくそうです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置として、果樹生産方式(栽培方式)の新技术導入による合理化に努めていくそうです。その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置として繁忙期の人手確保が課題になっているため市やJAへ要望したいそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画ですが、特に計画はないそうです

議長                    ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員            それでは、〇〇さんの説明をします。〇〇さんの妻の父から引継ぎブドウ栽培を行っております。特にハウス栽培につきましては、市内でも先進的に行っている一人かと思えます。数年前にはブドウ組合の会長もやっていました。ハウスブドウに関しては、シャインマスカットを中心に新技术を導入するプロジェクトをブドウ仲間と立ち上げています。常に栽培方式を考えて取り組んでいます。とても頑張っています。よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

齊藤委員              〇〇さんは、里親制度で、新規就農者のブドウ栽培を熱心に指導した人です。東御市のブドウを支えている方ですので、応援したいと思えます。

議長                    ありがとうございます。他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、4件目の説明を事務局よりお願いします。

事務局                4件目は〇〇さんで新規の申請です。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに果樹類となっております。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標ですが、水稻とロザリオビアンコの栽培をやめてシャインマスカット、ナガノパープル、クイーンルージュを増やしていきたいそうです。農用地及び農業生産施設の農業生産施設ですが雨よけを3、000平方メートル増やしていきたいそうです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置として、水稻が水田の老朽化により生産性が悪いためブドウへ転換したいそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画ですが、雨よけハウスを〇棟、防雹ネット〇箇所、ブドウ棚修繕〇箇所行っていきたいそうです。

議長                    ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員              〇〇さんについて説明します。2年前までは〇〇で会社員をしていました。当初はお手伝い程度でブドウ栽培をしようと思っておりましたが、本格的に行いたいと思い、勤めを辞めて東御市に戻り両親から引き継ぎ3人で営農をしています。個人のお客様も多く数量が足りなくなることがありました。ブドウの栽培を増やすそうです。後継ぎが不足している中、両親と共に農業を行うことはとても良い事だと思いました。よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました



議事録署名人\_\_\_\_\_

(※直筆をお願いします)